

2017-5-19

論説

憲法主権者ここにあり



憲法を改正するに当たっては、主権者たる私たち自身が、将来に負うべき責任の重さをしっかりと自覚しておくべきだが、まず肝要ではないだろうか。

とりわけ九条には、この条文をまずがに戦後日本の平和主義が七十年も、脈々と守り継がれてきた重さがある。それを改めるといふことは、例えば九条の空文化で、また見れば将来世代の人々を、戦地へ送るものになるかもしれない。そういう先も見据えての、歴史的な選択の重さである。

これほどの重大事だからといって、改憲の選択を国民に求める手続も、よほど厳重でなければならぬ。そもそも改憲は、憲法の主権者の責任において国民が主体的に判断すべきことだ。手続の基盤には何世代にわたる議論の末、国民の過半が改憲を望むような世論の醸成がなければならない。

この本筋に立てば、安倍首相が相対唱えた改憲の道筋がいかに無道理か、思えてくる。

二つの側面から指摘したい。一は、主権主義の本質に照りして、憲法に縛られる側の権力者が、恐ろしく縛りを緩めようとする改憲の議論を繰り返す。しかも自らの政権運営に都合よく議論の期限を切るというのでは、国民主権の本筋を真い面から逆行する。

もう一つは、国民投票への国会発議に関して、憲法上「全国国民を代表する」国会議員の本分を、はき違えておこなった。

首相は、改憲派議員が総議案件の三分の二を超す今のうちに、発議を急がせたいとの思惑があるのだと思う。だが国会は無論、一権力者の意向を代表するなどの多数決機関ではない。国民の代表者である議員は、まず改憲をめぐり世論の広がりを受けていけば、その民意を代表して発議にも動く。それが本来の手順ではないか。

今ある三分の二超す改憲をめぐって、争点隠蔽によって選挙の結果をもって、改憲を強む民意の反映には到底言い難い。その国会が発議を先行させ、短時間の議論で国民に重く選択を迫るというのなら、国民は責任ある判断を戻さず、歴史に取り返しの付かない禍根を残す危険性も高まる。ここが問題なのである。

国会発議に向ひては、首相の期限切れにも「縛らるべきではない」という幅広い合意を前提してこそ憲法審査会の議論を、随々と積み上げるべきだ。開かれた議論がいつか、私たちの責任ある改憲判断の素地にもなればと期待したい。